

災害における保育所等の臨時休園措置等に係るガイドライン

(令和2年10月8日 策定)

1 目的

災害が発生した際の認可保育施設における対応については、保育所保育指針において、「緊急時の対応の具体的な内容等のマニュアルを作成すること」、「災害発生時の保護者等への連絡体制及び子どもの引渡し方法等について確認しておくこと」等定められている。

一方で、災害発生・発生の恐れがある場合における認可保育施設の臨時休園の基準は定められておらず、現状は園による判断に委ねている。

このことから、金ケ崎町として、臨時休園措置の基準及び対応を定めたガイドラインを作成するもの。

2 対象

町内認可保育施設

3 臨時休園等の判断

町保育担当課は、災害の発生・発生の恐れがある場合には、本ガイドラインに基づいて、町内の認可保育施設における臨時休園措置・登園自粛要請等の判断を行う。

なお、施設において、独自の対応が必要と考えられる場合には、緊急な場合を除き、事前に施設から町保育担当課に連絡の上、対応を決定する。

4 臨時休園措置・登園自粛要請の判断の目安

町保育担当課は、町災害対策本部等の情報から次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合には、臨時休園措置又は登園自粛要請を行う。

(1) 臨時休園措置

町内で①～⑥のいずれかの状況に該当し、災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は臨時休園とする。

- ① 気象庁から本町に特別警報が発令される。
- ② 警戒レベル4（避難勧告・避難指示）以上の避難情報が発令される。
- ③ 災害発生により登園することに危険がある。
- ④ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等の事象が発生し、保育士の確保が長時間・広範囲にわたって困難である。
- ⑤ 災害発生により保護者の交通手段が遮断される等の事象が発生し、子どもの送迎

が長時間・広範囲にわたって困難である。

⑥ 災害発生により施設に被害が生じ、人的被害の発生が予想される。

(2) 登園自粛要請

町内で①～④のいずれかの状況に該当し、災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営にあたって十分な体制の確保が難しいことが想定される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。

なお、状況により、臨時休園措置へ対応を変更することがある。

① 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報が発令されている。

② 災害発生又は災害発生を想定した交通手段の遮断により、保育士の確保が一時的・一部範囲で困難である。

③ 災害発生又は災害発生を想定した交通手段の遮断により、保護者による送迎が一時的・一部範囲で困難である。

④ 災害発生の可能性が高く、施設に被害が生じ、人的被害の発生が予想される。

5 状況別による対応

	登園前	登園後
臨時休園措置	保護者に登園を見合わせてもらう。	保護者に速やかに子どもの引き取りを依頼する。 ただし、子どもの引き取りに危険が生じている又は生じる恐れがある場合は、安全な状況になってから、引き取りに来てもらう。
登園自粛要請	保護者に極力、登園を見合わせてもらう。	保護者にできるだけ早めに引き取りに来てもらう。

注1 引き取りについては、子どもの保護者が困難な場合には、親族への引き取りを依頼する。

ただし、引き取り者の居住地において、現に災害が発生している又は直近で発生する見込みがある場合は、この限りではない。

また、引き取り者の身分については、事前に施設において把握し、身分が不明な者へ引き渡すことが無いよう、十分に留意すること。

注2 現に災害が発生し、緊急で避難を要す場合には、保護者への連絡を待たずに避難する。

ただし、避難終了後に速やかに保護者へ児童の居所・状態を連絡するとともに、災害発生時における緊急連絡先を準備し、保護者の問い合わせに対応できるようにする。

また、事前に保護者に対し、施設における災害発生時の避難場所を周知する。

6 臨時休園措置等に伴う対応について

(1) 臨時休園措置等を行う際の周知方法

施設は、臨時休園措置等を行う場合、電話・メール等保護者に確実に伝わる手段を用いて連絡を行うこととする。

また、臨時休園措置を行う際には、施設の入り口等へ臨時休園等を行う旨及び緊急連絡先を示した物を掲示する。

(2) 臨時休園等実施中の緊急時の体制

施設は、臨時休園等実施中においても、緊急事態に対応できるよう体制を確保する。

7 代替保育措置について

臨時休園措置を行った場合は、在宅保育を原則とする。

ただし、止むを得ず保育を受けなくてはならない子どもへの保育の提供については、臨時休園措置を行った施設において、現に災害が発生していない状況若しくは、災害発生の可能性が低い場合において、当該施設で受け入れ人数を制限したうえで行う。

また、臨時休園措置を行った施設において、現に災害が発生している状況若しくは、災害発生の可能性が高い場合においては、他の施設において受け入れ人数を制限したうえで保育の提供を行うが、他の施設における災害の状況等により受け入れが困難となる場合がある。

なお、通常保育提供中における災害発生時の対応についても、上記を基本とし子どもの移動が伴う場合においては、町所有のバスの利用や施設職員の自家用車の利用等、場面ごとの対応となる。